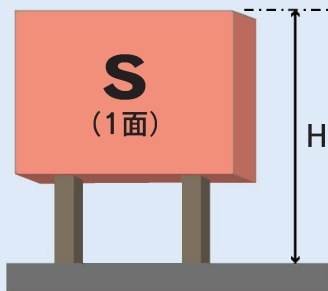


■ 広告物の基準(2)

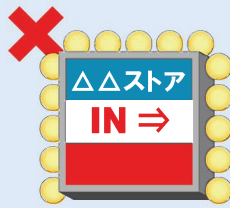
● 建植広告物について

- ・高さ(H)は15m以下にしましょう。
- ・表示面積(S)は1面30㎡以下にしましょう。



● 照明装置について

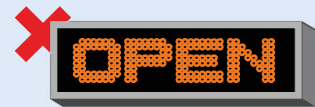
- ・照明装置は節度のある明るさにしましょう。
- ・深夜(営業時間外)は照明装置を消しましょう。



■ 広告板等に電飾を設けることは避けましょう。

● 映像広告について

- ・動きのある映像広告はやめましょう。



■ 発光ダイオード等により、動画を表示したり、表示面がが逐次変化する広告板等の使用は避けましょう。

■ ソフトに関する取り決め

● 観光客と地域住民がふれあうまちづくりを進めましょう

- ・お店だけではなく、地域の住民ぐるみで気軽に道や名所などを教えるなど、訪れる人への心づかいを行いましょう。

● 商業の賑わいづくりを進め、大通りを演出しましょう

- ・土日も積極的にお店を開けて、賑わいを絶やさないようにしましょう。
- ・風俗営業や夜間のみの営業店舗は避けましょう。

● 快適な歩行空間をつくりましょう

- ・店舗や住宅の前を整然として、歩く空間を確保し、安全安心なまちづくりを進めましょう。
- ・店舗への商品の搬入等は、通行量の多い時間帯は避けましょう。

● 景観形成のため環境美化に努めましょう

- ・店舗や住宅の前にプランター等を設置し、自主的に管理しましょう。
- ・ゴミの持ち帰り運動を展開するために、店頭にはゴミ箱を設置しないようにしましょう。
- ・清潔なまちづくりを進めるため、店舗や住宅の前の清掃は欠かさず行いましょう。
- ・ゴミの集積場所の美化に務め、ゴミ出しのマナーを徹底しましょう。
- ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。

